

## 清泉大学 卒業認定に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、清泉大学学則の規定により、学生の卒業について定める。

(卒業認定要件)

**第2条** 卒業の認定は次の要件を満たした者とする。

- (1) 清泉大学学則別表(1)及び別表(2)に定める卒業に必要な単位を修得した者とする。
- (2) 清泉大学学則に定める修業年限以上在学し修業した者とする。
- (3) 清泉大学学則別表(3)に定める学納金を納めている者とする。

(認定時期)

**第3条** 卒業認定は、原則として学年末に行うものとする。ただし、8月末日までに前条に規定する卒業要件を満たした学生は、卒業認定を9月末日までに受けることができる。

(卒業認定の手続き)

**第4条** 卒業に係る認定は、以下に掲げる手続きに則る。

- (1) 学則に定める在籍年数、出席状況、成績評価を含めた単位取得状況等の要件を充足しているかを学生支援部が確認のうえ、「単位認定一覧表」を作成、教務委員会に提出
- (2) 教務委員会は、上記(1)の資料を確認後、教授会に審議事項として議案を提出
- (3) 教授会において上記(2)の議案を審議
- (4) 学長は上記の審議を経て、卒業を認定する。

(事務)

**第5条** 卒業認定に関する事務は、学生支援部において行う。

(雑則)

**第6条** 学生の卒業に関してこの規程に定めていない事項については、学長が決定する。

### 附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規程は、2025年4月1日から施行する。